

## (2) 関連車両の走行に伴う騒音・振動

### ア 予測した事項

#### ①騒音

調査地点 (No. A～I) における関連車両の走行に伴う騒音 ( $L_{Aeq}$ ) の調査結果は、表 7.3-7 に示すとおりである。

等価騒音レベルは、平日の昼間が 57～67dB、夜間が 52～66dB、休日の昼間が 55～65dB、夜間が 49～62dB であった。

平日の No. A の夜間において、評価の指標とした環境基本法に基づく環境基準（幹線交通を担う道路に近接する区域）を 1dB とわずかに超過したものの、他の地点・時間区分においては、同基準を下回った。なお、「騒音規制法に基づく道路交通騒音の要請限度」と比較すると、すべての地点・時間区分において下回った。

表 7.3-7 調査結果（関連車両の走行に伴う騒音（等価騒音レベル））

調査地点	時間区分	等価騒音レベル ( $L_{Aeq}$ dB)				基準値 <sup>注2</sup> (dB)	要請限度 <sup>注3</sup> (dB)
		平日		休日			
		範囲 <sup>注1</sup>	時間帯平均値 (適否 <sup>注4</sup> )	範囲 <sup>注1</sup>	時間帯平均値 (適否 <sup>注4</sup> )		
No. A (豊洲六丁目地先)	昼間	66～68	<b>67(O)</b>	62～67	<b>65(O)</b>	<b>70</b>	75
	夜間	65～66	<b>66(x)</b>	58～65	<b>62(O)</b>	<b>65</b>	70
No. B (晴海三丁目、 五丁目地先)	昼間	54～58	<b>57(O)</b>	49～56	<b>55(O)</b>	<b>70</b>	75
	夜間	52～53	<b>52(O)</b>	47～52	<b>49(O)</b>	<b>65</b>	70
No. C (晴海二丁目、 四丁目地先)	昼間	60～65	<b>62(O)</b>	58～63	<b>60(O)</b>	<b>70</b>	75
	夜間	59～61	<b>60(O)</b>	53～59	<b>57(O)</b>	<b>65</b>	70
No. D (豊洲二丁目、 三丁目地先)	昼間	61～63	<b>63(O)</b>	58～63	<b>61(O)</b>	<b>70</b>	75
	夜間	57～61	<b>59(O)</b>	54～58	<b>56(O)</b>	<b>65</b>	70
No. E (豊洲三丁目、 四丁目地先)	昼間	65～68	<b>67(O)</b>	63～67	<b>65(O)</b>	<b>70</b>	75
	夜間	62～67	<b>64(O)</b>	59～61	<b>61(O)</b>	<b>65</b>	70
No. F (豊洲二丁目、 五丁目地先)	昼間	65～68	<b>67(O)</b>	63～66	<b>65(O)</b>	<b>70</b>	75
	夜間	62～67	<b>64(O)</b>	58～62	<b>60(O)</b>	<b>65</b>	70
No. G (有明一丁目地先)	昼間	61～65	<b>64(O)</b>	60～64	<b>62(O)</b>	<b>70</b>	75
	夜間	59～63	<b>61(O)</b>	56～61	<b>58(O)</b>	<b>65</b>	70
No. H (有明一丁目地先)	昼間	61～66	<b>64(O)</b>	58～62	<b>61(O)</b>	<b>70</b>	75
	夜間	60～61	<b>60(O)</b>	54～61	<b>58(O)</b>	<b>65</b>	70
No. I (有明一丁目地先)	昼間	61～64	<b>63(O)</b>	59～62	<b>61(O)</b>	<b>70</b>	75
	夜間	59～62	<b>60(O)</b>	54～60	<b>58(O)</b>	<b>65</b>	70

注1) 昼間 (6:00～22:00)、夜間 (22:00～6:00) における観測時間毎の調査結果

注2) 環境基本法に基づく環境基準（幹線交通を担う道路に近接する区域）（**太字**の値を比較し評価する）

注3) 騒音規制法に基づく道路交通騒音の要請限度

注4) O：基準値に適合、×：基準値に不適合

## ②振動

調査地点 (No. A～I) における関連車両の走行に伴う振動 (L<sub>10</sub>) の調査結果は、表 7.3-8 に示すとおりである。

振動レベル (L<sub>10</sub>) は、平日の昼間が 30～48dB、夜間が 26～41dB、休日の昼間 24～45dB、夜間が 22～38dB であり、すべての地点・時間区分において、環境確保条例で定められた日常生活等に係る規制基準 (第二種区域、No. B のみ第一種区域) を下回った。

表 7.3-8 調査結果 (関連車両の走行に伴う振動)

調査地点	時間区分	振動レベル (L <sub>10</sub> dB)				基準値 <sup>注2</sup> (dB)	要請限度 <sup>注3</sup> (dB)
		平日		休日			
		範囲 <sup>注1</sup> (適否 <sup>注4</sup> )	時間帯 平均値	範囲 <sup>注1</sup> (適否 <sup>注4</sup> )	時間帯 平均値		
No. A (豊洲六丁目地先)	昼間	39～ <b>41</b> (○)	39	36～ <b>38</b> (○)	37	<b>65</b>	70
	夜間	35～ <b>39</b> (○)	37	26～ <b>38</b> (○)	32	<b>60</b>	65
No. B (晴海三丁目、 五丁目地先)	昼間	37～ <b>40</b> (○)	39	32～ <b>37</b> (○)	34	<b>60</b>	65
	夜間	33～ <b>38</b> (○)	36	25～ <b>36</b> (○)	31	<b>55</b>	60
No. C (晴海二丁目、 四丁目地先)	昼間	25～ <b>32</b> (○)	30	24～ <b>25</b> (○)	24	<b>65</b>	70
	夜間	24～ <b>31</b> (○)	26	18～ <b>24</b> (○)	22	<b>60</b>	65
No. D (豊洲二丁目、 三丁目地先)	昼間	47～ <b>49</b> (○)	48	44～ <b>46</b> (○)	45	<b>65</b>	70
	夜間	37～ <b>47</b> (○)	41	33～ <b>44</b> (○)	38	<b>60</b>	65
No. E (豊洲三丁目、 四丁目地先)	昼間	43～ <b>47</b> (○)	45	40～ <b>41</b> (○)	41	<b>65</b>	70
	夜間	36～ <b>45</b> (○)	40	31～ <b>40</b> (○)	35	<b>60</b>	65
No. F (豊洲二丁目、 五丁目地先)	昼間	36～ <b>39</b> (○)	37	34～ <b>35</b> (○)	35	<b>65</b>	70
	夜間	27～ <b>38</b> (○)	32	21～ <b>34</b> (○)	29	<b>60</b>	65
No. G (有明一丁目地先)	昼間	41～ <b>47</b> (○)	45	38～ <b>40</b> (○)	39	<b>65</b>	70
	夜間	39～ <b>44</b> (○)	41	32～ <b>40</b> (○)	36	<b>60</b>	65
No. H (有明一丁目地先)	昼間	42～ <b>46</b> (○)	44	39～ <b>41</b> (○)	40	<b>65</b>	70
	夜間	35～ <b>42</b> (○)	38	27～ <b>39</b> (○)	34	<b>60</b>	65
No. I (有明一丁目地先)	昼間	38～ <b>42</b> (○)	41	35～ <b>37</b> (○)	36	<b>65</b>	70
	夜間	35～ <b>41</b> (○)	38	27～ <b>37</b> (○)	32	<b>60</b>	65

注1) 昼間 (8:00～20:00)、夜間 (20:00～8:00) における観測時間毎の調査結果

No. B は第一種区域のため、昼間 (8:00～19:00)、夜間 (19:00～8:00) における観測時間毎の調査結果範囲

注2) 「環境確保条例」で定められた日常生活等に係る規制基準 (第二種区域、No. B のみ第一種区域) (**太字**の値を比較し評価する)

注3) 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、無指定地域

注4) 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注5) 振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

注6) ○：基準値に適合、×：基準値に不適合

イ 予測条件の状況

① 関連車両（種別・時間帯別台数）

調査期間中における豊洲市場の入退場車両数からみる関連車両台数は、表 7.3-9 に示すとおりである。合計台数は 25,778 台であり、予測条件とした 37,600 台の約 7 割程度となっている。なお、予測条件には千客万来施設における発生集中交通量を含んでいる。

表 7.3-9 関連車両（駐車場走行）台数（事後調査結果、予測条件）

調査地点	調査区分	車種	事後調査結果（平日：開場日）（台/日）			予測条件(台/日)	
			昼間(6-22時)	夜間(22-6時)	合計		
5 街区	入場台数	大型	586	390	976	—	
		小型	1,295	1,076	2,371		
		計	1,881	1,466	3,347		
	退場台数	大型	582	416	998		
		小型	2,242	359	2,601		
		計	2,824	775	3,599		
	合計	大型	1,168	806	1,974		
		小型	3,537	1,435	4,972		
		計	4,705	2,241	6,946		11,578
6 街区	入場台数	大型	525	662	1,187	—	
		小型	1,954	1,572	3,526		
		計	2,479	2,234	4,713		
	退場台数	大型	993	393	1,386		
		小型	3,547	329	3,876		
		計	4,540	722	5,262		
	合計	大型	1,518	1,055	2,573		
		小型	5,501	1,901	7,402		
		計	7,019	2,956	9,975		14,170
7 街区	入場台数	大型	1,208	1,028	2,236	—	
		小型	1,214	1,205	2,419		
		計	2,422	2,233	4,655		
	退場台数	大型	1,216	868	2,084		
		小型	1,800	318	2,118		
		計	3,016	1,186	4,202		
	合計	大型	2,424	1,896	4,320		
		小型	3,014	1,523	4,537		
		計	5,438	3,419	8,857		11,890
全体	入場台数	大型	2,319	2,080	4,399	—	
		小型	4,463	3,853	8,316		
		計	6,782	5,933	12,715		
	退場台数	大型	2,791	1,677	4,468		
		小型	7,589	1,006	8,595		
		計	10,380	2,683	13,063		
	合計	大型	5,110	3,757	8,867		12,878
		小型	12,052	4,859	16,911		24,722
		計	17,162	8,616	25,778		37,600

②一般車両交通量（種類別・時間帯別台数）

調査期間中における自動車交通量の状況は、表 7.3-10 に示すとおりである。

地点 B は平日の全時間帯の大型車・小型車、地点 C は平日・夜間の大型車、地点 G は平日・夜間の大型車、地点 H は平日の全時間帯の大型車が、予測条件よりも交通量が上回ったが、他の地点は予測条件を下回った。

表 7.3-10 自動車交通量の状況（事後調査結果、予測条件）

調査地点	車種	事後調査結果（台/日）						予測条件（台/日）		
		平日			休日			昼間 (6-22時)	夜間 (22-6時)	合計
		昼間 (6-22時)	夜間 (22-6時)	合計	昼間 (6-22時)	夜間 (22-6時)	合計			
No. A	大型	4,309	1,409	5,718	1,822	587	2,409	5,465	2,034	7,499
	小型	10,832	2,727	13,559	8,064	1,158	9,222	15,438	3,663	19,101
	計	15,141	4,136	19,277	9,886	1,745	11,631	20,903	5,697	26,600
No. B	大型	<b>4,061</b>	<b>1,530</b>	<b>5,591</b>	1,226	458	1,684	3,971	1,107	5,078
	小型	<b>11,943</b>	<b>2,972</b>	<b>14,915</b>	7,230	1,082	8,312	10,838	2,284	13,122
	計	<b>16,004</b>	<b>4,502</b>	<b>20,506</b>	8,456	1,540	9,996	14,809	3,391	18,200
No. C	大型	6,550	<b>1,617</b>	8,167	2,018	564	2,582	8,422	1,222	9,644
	小型	16,567	3,551	20,118	15,867	2,344	18,211	24,628	4,528	29,156
	計	23,117	5,168	28,285	17,885	2,908	20,793	33,050	5,750	38,800
No. D	大型	4,777	569	5,346	2,030	282	2,312	8,703	883	9,586
	小型	17,126	3,259	20,385	16,463	2,137	18,600	25,274	4,440	29,714
	計	21,903	3,828	25,731	18,493	2,419	20,912	33,977	5,323	39,300
No. E	大型	3,474	439	3,913	1,218	223	1,441	8,001	1,578	9,579
	小型	12,278	2,366	14,644	13,689	1,371	15,060	22,707	4,514	27,221
	計	15,752	2,805	18,557	14,907	1,594	16,501	30,708	6,092	36,800
No. F	大型	2,515	389	2,904	868	172	1,040	6,089	1,531	7,620
	小型	10,981	1,870	12,851	8,461	938	9,399	17,174	3,606	20,780
	計	13,496	2,259	15,755	9,329	1,110	10,439	23,263	5,137	28,400
No. G	大型	4,521	<b>925</b>	5,446	1,408	383	1,791	7,662	711	8,373
	小型	9,931	1,628	11,559	8,433	1,287	9,720	22,239	3,888	26,127
	計	14,452	2,553	17,005	9,841	1,670	11,511	29,901	4,599	34,500
No. H	大型	<b>4,235</b>	<b>800</b>	<b>5,035</b>	1,119	321	1,440	3,885	655	4,540
	小型	6,309	1,220	7,529	4,675	616	5,291	11,082	2,078	13,160
	計	10,544	2,020	12,564	5,794	937	6,731	14,967	2,733	17,700
No. I	大型	3,629	947	4,576	1,606	347	1,953	4,121	1,106	5,227
	小型	9,583	1,316	10,899	6,300	788	7,088	11,133	2,340	13,473
	計	13,212	2,263	15,475	7,906	1,135	9,041	15,254	3,446	18,700

注) **太字**は予測条件より台数が多かったことを示す。

### ③道路の状況（幅員、車線数、舗装、遮音壁）

道路の状況は、の表 7.3-11 に示すとおりである。予測条件と同様であった。

表 7.3-11 道路の状況

調査地点	調査地点付近の住所	路線名		道路構造	車線数	道路幅員	舗装	遮音壁
No. A	豊洲六丁目地先	都道 484 号線（補助 315 号線）		平面	4	40.0m	排水性	無
No. B	晴海三丁目、五丁目地先	環状 2 号線		盛土	6	50.0m	排水性	遮音壁
No. C	晴海二丁目、四丁目地先	主	主要都道 304 号（晴海通り（延伸部））	平面	4	50.0m	排水性	無
		供	首都高速 10 号晴海線	平面	4		排水性	無
No. D	豊洲二丁目、三丁目地先	主要都道 304 号（晴海通り（現道））		平面	8	50.0m	排水性	無
No. E	豊洲三丁目、四丁目地先	主要都道 319 号（三ツ目通り）		平面	6	40.0m	排水性	無
No. F	豊洲二丁目、五丁目地先	都道 484 号線（補助 315 号線）		平面	4	40.0m	排水性	無
No. G	有明一丁目地先	主	主要都道 304 号（晴海通り（延伸部））	平面	6	50.0m	排水性	遮音壁
		供	首都高速 10 号晴海線	高架	2		排水性	遮音壁
No. H	有明一丁目地先	環状 2 号線		平面	6	50.0m	排水性	無
No. I	有明一丁目地先	都道 484 号線（補助 315 号線）		平面	4	40.0m	排水性	無

### ウ 環境保全のための措置の実施状況

環境保全のための措置の実施状況は、表 6.3-1（p.33）に示したとおりである。

### (3) 駐車場の供用に伴う騒音

#### ア 予測した事項

##### ① 騒音

調査地点（No.5、No.6）における駐車場の供用に伴う騒音（ $L_{Aeq}$ ）の調査結果は、表 7.3-12 に示すとおりである。

等価騒音レベル（ $L_{Aeq}$ ）は、平日の昼間が 66～70dB、夜間が 65～68dB、休日の昼間が 65～69dB、夜間が 62～66dB であり、すべての地点・時間区分において、評価の指標とした環境基本法に基づく環境基準（一般地域（C 類型））を上回った。

表 7.3-12 調査結果（駐車場の供用に伴う騒音（等価騒音レベル））

区分	調査地点	時間区分	等価騒音レベル (L <sub>Aeq</sub> dB)		基準値 <sup>注2</sup> (dB)
			範囲 <sup>注1</sup>	時間帯平均値 (適否 <sup>注3</sup> )	
平日	No. 5 (5 街区東側)	昼間	68~71	<b>70 (×)</b>	<b>60</b>
		夜間	67~70	<b>68 (×)</b>	<b>50</b>
	No. 6 (5 街区北西側)	昼間	65~67	<b>66 (×)</b>	<b>60</b>
		夜間	64~66	<b>65 (×)</b>	<b>50</b>
休日	No. 5 (5 街区東側)	昼間	67~70	<b>69 (×)</b>	<b>60</b>
		夜間	64~67	<b>66 (×)</b>	<b>50</b>
	No. 6 (5 街区北西側)	昼間	63~67	<b>65 (×)</b>	<b>60</b>
		夜間	59~65	<b>62 (×)</b>	<b>50</b>

注1) 昼間 (6:00~22:00)、夜間 (22:00~6:00) における観測時間毎の調査結果

注2) 環境基本法に基づく環境基準 (一般地域 (C 類型)) (**太字**の値を比較し評価する)

注3) 一般地域 (C 類型): 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、これらに接する地先、水面

注4) ○: 基準値に適合、×: 基準値に不適合

調査地点 (No. 5、No. 6) における駐車場の供用に伴う騒音 (L<sub>A5</sub>) の調査結果は、表 7.3-13 に示すとおりである。

騒音レベル (L<sub>A5</sub>) は、平日の朝が 70~77dB、昼間が 70~76dB、夕が 72~75dB、夜間が 71~75dB、休日の朝が 69~76dB、昼間が 70~76dB、夕が 72~75dB、夜間が 67~73dB であり、すべての地点・時間区分において、評価の指標とした環境確保条例に基づき工場・指定作業場 (第3種区域) に適用される規制基準を上回った。

表 7.3-13 調査結果（駐車場の供用に伴う騒音（騒音レベルの 90%レンジの上端値））

区分	調査地点	時間区分	騒音レベル (L <sub>A5</sub> dB)		基準値 <sup>注2</sup> (dB)
			範囲 <sup>注1</sup>	時間帯平均値 (適否 <sup>注3</sup> )	
平日	No. 5 (5 街区東側)	朝	77~78	<b>77 (×)</b>	<b>55</b>
		昼間	76~77	<b>76 (×)</b>	<b>60</b>
		夕	75~76	<b>75 (×)</b>	<b>55</b>
		夜間	75~77	<b>75 (×)</b>	<b>50</b>
	No. 6 (5 街区北西側)	朝	70~70	<b>70 (×)</b>	<b>55</b>
		昼間	70~71	<b>70 (×)</b>	<b>60</b>
		夕	71~72	<b>72 (×)</b>	<b>55</b>
		夜間	70~72	<b>71 (×)</b>	<b>50</b>
休日	No. 5 (5 街区東側)	朝	75~76	<b>76 (×)</b>	<b>55</b>
		昼間	76~76	<b>76 (×)</b>	<b>60</b>
		夕	75~76	<b>75 (×)</b>	<b>55</b>
		夜間	71~74	<b>73 (×)</b>	<b>50</b>
	No. 6 (5 街区北西側)	朝	69~69	<b>69 (×)</b>	<b>55</b>
		昼間	69~71	<b>70 (×)</b>	<b>60</b>
		夕	71~72	<b>72 (×)</b>	<b>55</b>
		夜間	65~71	<b>67 (×)</b>	<b>50</b>

注1) 朝 (6:00~8:00)、昼間 (8:00~20:00)、夕 (20:00~23:00)、夜間 (23:00~6:00) における観測時間毎の調査結果

注2) 騒音規制法に基づく特定工場等に係る騒音の規制基準及び環境確保条例に基づく工場・指定作業場に係る騒音の規制基準 (第3種区域) (**太字**の値を比較し評価する)

注3) 第3種区域: 近隣商業地域、商業地域及び準工業地域 (第1特別地域 (商業、近隣商業、準工業、工業、工業専用地域のうち第1種区域に接する 30m以内の地域) を除く)、第2特別地域 (工業、工業専用地域のうち第2種区域に接する 30m以内の地域)、これらの地域に接する地先及び水面

注4) ○: 基準値に適合、×: 基準値に不適合